



所得税還付申告相談会

〈みとしん〉では、関東信越税理士会所属の税理士による「所得税還付申告」の無料相談会を下記の日程で開催いたします。ご相談には事前の予約が必要となりますので、ご希望の方は当金庫お取引店までお早めにお申込みください。

〈対象となるお客さま〉

（１）年金をお受け取りのお客さま

- 一定の金額を超える公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取るときは、所得税が源泉徴収されていますので、確定申告で精算することになります。
- 確定申告の義務のない方でも、医療費控除等を受けることにより、税金が還付される場合があります。



（２）平成27年中にマイホームを持ったお客さま（給与所得者の方）

- 住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入、増改築等をしたときには、一定の要件にあてはまれば、居住の用に供した年から10年間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。
- また、一定のバリアフリー改修工事または省エネ改修工事を含む増改築等を行い、居住の用に供した場合は5年間、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を選択できます。



※ 法人および個人事業者は対象外となります。

※ 東日本大震災により被害を受けた方の雑損控除等のご相談は、管轄税務署の相談会場等をご利用ください。

〈ご相談内容〉

所得税還付申告の相談および申告書作成補助（申告書記入はおお客様ご自身にお願いいたします）

※完成した申告書類は、お客様ご自身にて税務署にご持参またはご郵送によりご提出をお願いいたします。

所得税還付申告相談会 開催日程

開催日	相談会場	開催日	相談会場
2月 4日(木)	龍ヶ崎支店 (龍ヶ崎市)	2月16日(火)	多賀支店 (日立市)
2月 9日(火)	赤塚支店 (水戸市)		鹿島支店 (鹿嶋市)
	2月12日(金)	土浦支店 (土浦市)	2月17日(水)
本店営業部 (水戸市)		石岡中央支店 (石岡市)	
研究学園支店 (つくば市)			

〈開催時間〉 9時～12時、13時～15時30分

〈募集定員〉 各会場 6名

〈お申込み方法〉

ご相談は予約制となっております。ご希望のお客さまは「所得税還付申告相談会申込書」（各支店にご用意しております）をもれなくご記入の上、各開催日の1週間前までに各支店の窓口または担当者にお渡しください。 ※お申込み状況によっては、早期に受付終了、または希望時間帯の変更等をお願いする場合がございます。

〈当日ご持参いただくもの〉

年金をお受け取りのお客さま	マイホームの取得や増改築などをしたお客さま
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年分公的年金等の源泉徴収票〔原本〕 ・平成27年分給与所得の源泉徴収票〔原本〕 ・医療費、国民健康保険、国民年金等の領収書 ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書 ・配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の収入を証明する書類等 ・印鑑、預金通帳、筆記用具、電卓等 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年分給与所得の源泉徴収票〔原本〕 ・家屋の登記事項証明書〔原本〕 (敷地の購入もある方は敷地の登記事項証明書〔原本〕) ・請負契約書、売買契約書等(印紙貼付確認)の写し ・住民票の写し(平成28年1月1日以降発行のもの) ・金融機関から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」 ・建築確認済証、検査済証の写し、または増改築等工事証明書(増改築等の場合) ・印鑑、預金通帳、筆記用具、電卓等 ※ その他必要書類がある場合があります

※ 持参書類が不足しますと有効な相談ができませんので、不備のないようにご準備をお願いいたします。

※ 詳しくは、最寄りの店舗窓口または担当者までお問い合わせください。



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫